



2026年5月8日

各 位

会社名 株式会社 マルマエ
代表者名 代表取締役社長 前田 俊一
(コード番号: 6264 東証プライム)
問合せ先 管理本部長 下舞 毅
(TEL. 0996-68-1140)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、以下のとおり、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しを行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは1965年の創業以来、タンク製造及び配管等の溶接事業を主な事業としておりましたが、1997年9月、当社代表取締役社長である前田俊一が経営していたオートバイのレース用部品製造を主たる事業とする個人企業“T'sM'sR & D”の事業を当社が引継ぎ、R & D事業部の設置を起点として精密加工部品を製造する精密切削加工事業へ転換いたしました。その後、小型高精度機から国内最大クラスの門型5面加工機まで幅広い工作機械を駆使し、オートバイのレース用部品、発電所用蒸気タービン部品、防衛庁向け部品、医療装置部品、産業用ロボット部品、FPD(※1)製造装置関連部品、半導体製造装置関連部品及び太陽電池製造装置関連部品へ展開して参りました。近年、半導体分野、FPD分野、その他分野を営業分野としており、半導体製造装置用の消耗品を伸ばす戦略を掲げるなか、先端分野装置部品の受注獲得では一定の成果を出せている一方、レガシー半導体製造装置部品については、先駆企業のシェアを崩せずにおりました。そのような状況の下、2025年4月、半導体分野と親和性が高く、半導体分野の戦略である消耗品の拡充とレガシー分野の補完の双方を両立させ、共に成長する関係を築けるものと考えて、KMAアルミニウム株式会社(以下、KMAC社)の株式取得を行いました。KMAC社は高度な精製技術を保有し、主に半導体スパッタリングターゲット用の超高純度アルミニウム製品、アルミ電解コンデンサー用の高純度アルミニウム製品、低圧鋳造鋳物製品、アルマイト製品、鍛造材等の製造・販売を行っております。

その結果、当社グループは現在、半導体・FPD等の製造装置に使用される真空チャンバーや電極などの真空部品の製造を行う精密部品事業とIT機器や半導体装置に使用されるスパッタリングターゲットの材料や重力鋳物などの部材を製造する機能材料事業の二つの事業を展開しております。

当社グループの事業に関連が強い半導体製造装置及び半導体市場におきましては、2023年以降は停滞が続いておりましたが、2025年末から先端ロジックファウンドリやDRAM(※2)向けの投資が再拡大基調になっており、NAND(※3)向けの投資計画も示されるようになりました。また、FPD分野におきまして

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

は、2025 年半ばからOLED（※4）向けの設備投資が停滞しておりましたが、2026 年は増産基調に戻り、大型液晶ディスプレイ向けの投資計画が再開するなど、2027 年にかけて中国及びインド市場向けに液晶向け投資が再拡大する可能性も高まってきております。

このような状況の下、当社グループは以下を重点施策とした中期事業計画“Fusion2028”に基づく成長戦略を着実に推進してまいります。

①新素材・新技術の創出で顧客ニーズを取り込む

半導体製造工程のクライオエッチングに必要な低温対応素材の開発や、絶縁性の高いコーティングの開発を進める。

②消耗品受注拡大で安定成長を狙う

エッチング装置やCVD装置において、真空中で使用される高付加価値な消耗品であるESC（※5）や電極類の生産に必要な技術力を高め、受注を拡大する。結果として、半導体設備投資のみに左右されず、安定成長できる経営を目指す。

今般の調達資金は、上記取組みをさらに推進すべく、半導体・FPD分野及び消耗品分野への拡大に向けた生産能力増強を目的とする設備投資資金、KMAC社の株式取得及びKMAC社の運転資金見合いの借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。これにより、当社の中長期的な成長及び収益力の強化を図ると共に、景気変動に伴う大幅な需要の変動に対応できる財務基盤を確立することを目指します。

また、本資金調達と同時に株式売出しを実施することにより、当社株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図るとともに、TOPIXの選定基準を踏まえ、浮動株比率の改善等を通じて、企業価値を一層高められるよう取り組んでまいります。

(※1) FPDFlat Panel Display の略で薄型テレビの総称。

(※2) DRAMDynamic Random Access Memory の略でコンピュータの主記憶装置。

(※3) NAND不揮発性を持つ大容量ストレージ用半導体メモリ。

(※4) OLEDOrganic Light Emitting Diode の略で有機材料から作られたLED。

(※5) ESCElectro Static Chuck の略で真空チャンバー内にてシリコンウェハを静電気の力で吸着・固定する部品。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,000,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年5月18日（月）から2026年5月20日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日。
- (7) 払込期日 2026年5月25日（月）から2026年5月26日（火）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日が2026年5月18日（月）又は2026年5月19日（火）の場合には2026年5月25日（月）、2026年5月20日（水）の場合には2026年5月26日（火）とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日とする。
- (9) 申込証拠金 1株につき発行価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (10) 申込株数単位 100株
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 前田 俊一に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 700,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。募集株式の一部につき、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売されることがある。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込証拠金 1株につき処分価格（募集価格）と同一の金額とする。
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 前田 俊一に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 900,000株
- (2) 売 出 人 前田 俊一
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 売出しとし、SMB C日興証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。本売出しにおけるSMB C日興証券株式会社の対価は、売出価格からSMB C日興証券株式会社より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長前田 俊一に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 540,000株
なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われ
ない場合がある。売出株式数は需要状況等を勘案した上で、発行価格
等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 SMB C日興証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引
受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、
一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSM
B C日興証券株式会社が当社株主である前田 俊一（以下「貸株人」と
いう。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込証拠金と同一とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社
長 前田 俊一に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

5. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 540,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。ただし、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 SMBC 日興証券株式会社 540,000 株
- (5) 申込期日 2026 年 6 月 19 日（金）から 2026 年 6 月 22 日（月）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の翌営業日とする。
- (6) 払込期日 2026 年 6 月 22 日（月）から 2026 年 6 月 23 日（火）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から起算して 30 日目の日（30 日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の 2 営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100 株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 前田 俊一に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行（一般募集）、公募による自己株式の処分（一般募集）及び株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）に伴い、その需要状況等を勘案し、540,000株を上限として、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社であるSMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、SMB C日興証券株式会社が貸株人から借り入れた当社普通株式（以下「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2026年5月8日（金）開催の取締役会において、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を行うことを決議しております。

SMB C日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から当該申込期間の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMB C日興証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMB C日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が2026年5月18日（月）の場合、「2026年5月20日（水）から2026年6月18日（木）までの間」

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- ② 発行価格等決定日が2026年5月19日（火）の場合、「2026年5月21日（木）から2026年6月19日（金）までの間」
- ③ 発行価格等決定日が2026年5月20日（水）の場合、「2026年5月22日（金）から2026年6月19日（金）までの間」
- となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	26,106,000株	(2026年5月8日現在)
一般募集による増加株式数	2,000,000株	
一般募集後の発行済株式総数	28,106,000株	
本第三者割当増資による増加株式数	540,000株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	28,646,000株	(注)

(注) 前記「5. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）」の割当株式数の全株式に対しSMBC日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	755,510株	(2026年3月31日現在)
一般募集による処分株式数	700,000株	
一般募集後の自己株式数	55,510株	

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っており、現在の自己株式数は当該株式分割を考慮した株式数を記載しております。

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限5,849,528,800円については、2028年8月までに2,000,000,000円を精密部品事業の生産設備取得及び生産設備投資に、2028年8月までに1,500,000,000円を機能材料事業の生産設備及び工場改修に、2027年8月までに2,349,528,800円を長期借入金の返済に充当する予定であります。

なお、当社グループの設備投資計画は、2026年5月8日現在（ただし、既支払額については2026年3月31日現在）、以下のとおりであります。設備投資予定総額のうち、今回の調達資金の充当額との差分については自己資金により投資を行う予定です。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
(株)マルマエ	鹿児島県 出水市	精密部品事業	機械設備等	3,554	449	自己資金、増資資金 及び自己株式処分資 金	2025年 9月	2028年 8月	(注2)
KMアルミニウム (株)	福岡県 大牟田市	機能材料事業	工場等	2,959	243	自己資金、増資資金 及び自己株式処分資 金	2025年 9月	2028年 8月	(注2)

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)「今回の調達資金の用途」に記載の用途に充当することにより、当社の企業価値の更なる向上につながるものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元につきましては、重要な経営施策の一つとして認識しており、経営成績及び財務状態を勘案しつつ、配当による株主の皆様への利益還元を努めることとしております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の利益配分に関しましては、長期的な視野に立った投資の実施とともに、経営成績及び財務状況を勘案しつつ、収益性に基づく利益配分を目指し、配当金の計算は、段階的に配当性向の考えを取り入れたいと考えております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期
1株当たり(連結)当期純利益	27.96円	0.78円	53.56円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	36.00円 (18.00円)	30.00円 (10.00円)	40.00円 (15.00円)
実績(連結)配当性向	64.4%	1,935.5%	37.3%
自己資本(連結)当期純利益率	9.6%	0.3%	17.7%
(連結)純資産配当率	6.2%	5.2%	6.6%

- (注) 1. 2023年8月期及び2024年8月期は連結財務諸表を作成しておりませんので、2023年8月期及び2024年8月期は個別財務諸表の数値、2025年8月期は連結財務諸表の数値を記載しております。
2. 2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、2023年8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり(連結)当期純利益及び1株当たり(連結)純資産を算定しております。なお、1株当たり年間配当金及び1株当たり中間配当金については、実際の配当金の額を記載しております。
3. 実績(連結)配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり(連結)当期純利益で除した数値

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、2026年4月1日付の株式分割が、2023年8月期の期首に行われたものと仮定しております。

4. 自己資本（連結）当期純利益率は、親会社に帰属する当期純利益を、自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. （連結）純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり（連結）純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。なお、算出時の1株当たり年間配当金については、2026年4月1日付の株式分割が、2023年8月期の期首に行われたものと仮定しております。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期	2026年8月期
始 値	2,055 円	1,806 円	1,596 円	1,602 円 □1,412 円
高 値	2,068 円	2,419 円	1,802 円	4,200 円 □2,339 円
安 値	1,396 円	1,280 円	894 円	1,500 円 □1,402 円
終 値	1,809 円	1,543 円	1,620 円	3,085 円 □2,305 円
株価収益率	32.35 倍	995.48 倍	15.12 倍	一倍

(注) 1. □印は、2026年4月1日付株式分割による権利落後の株価であります。

2. 2026年8月期の株価等については、2026年5月7日（木）現在で記載しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益（2023年8月期及び2024年8月期は連結財務諸表を作成しておりませんので、2023年8月期及び2024年8月期については1株当たり当期純利益、2025年8月期については1株当たり連結当期純利益）で除した数値です。また、2026年8月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関し、売出人である前田俊一及び当社株主である前田美佐子は、SMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を合意しております。

また、当社はSMBC日興証券株式会社に対して、ロックアップ期間中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割による新株式発行等及びストックオプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

(5) 目論見書の電子交付について

引受人は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電磁的方法による目論見書に記載された事項の提供（以下「目論見書の電子交付」という。）により行います（注）。

（注）目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます。投資家は目論見書の書面による交付を選択することはできません。引受人が目論見書の電子交付を行う場合において、投資家から当該同意が得られないとき、また、当該同意が撤回されたときは、当該投資家に対しては目論見書の電子交付はできず、また、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ株式を販売します。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資勧誘行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘を目的として作成されたものではありません。当社普通株式について投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における当社普通株式についての投資の募集、購入の勧誘行為の一部をなすものではありません。当社は当社普通株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。